

東京外国語大学留学生日本語教育センターの教育に関する規程

〔平成 4 年 11 月 18 日〕
制 定

改正 平成 12 年 4 月 1 日
平成 14 年 10 月 17 日
平成 16 年 12 月 28 日規則第 242 号
平成 25 年 2 月 7 日留学生日本語教育センター規則第 1 号
平成 31 年 2 月 13 日留学生日本語教育センター規則第 1 号
令和 2 年 3 月 18 日留学生日本語教育センター規則第 1 号
令和 4 年 3 月 22 日規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター規程（平成 4 年 4 月 10 日制定）第 12 条の規定に基づき、留学生日本語教育センター（以下「センター」という。）の教育等に関し必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 センターにおいて教育を受けることができる資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に規定する学部・大学院の入学前予備教育を必要とする学部留学生及び研究留学生、教員研修留学生
- (2) センターが定める資格を満たした者（以下「資格留学生」という。）
- (3) 国内外の公的機関等との協議に基づき、その教育を委託された者（以下「委託留学生」という。）
- (4) 外国政府派遣留学生等、留学生日本語教育センター長（以下「センター長」という。）の審査を経て、学長が特別に認めた者

(定員)

第 3 条 センターにおいて教育を受ける者（以下「センター留学生」という。）のうち学部留学生の定員は 65 名とし、研究留学生等の定員は、別に定める。

(センター留学生の選考)

第 4 条 センター留学生の選考は、留学生日本語教育センター予備教育等教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、学長が行う。

(教育期間)

第 5 条 センター留学生の教育期間は、次のとおりとする。

- (1) 学部留学生 1 年とし、その始期は 4 月とする。
- (2) 研究留学生 6 ヶ月とし、その始期は 4 月又は 10 月とする。
- (3) 教員研修留学生 1 年 6 ヶ月とし、その始期は 10 月とする。
- (4) 資格留学生 半年から 1 年とし、その始期は 4 月又は 10 月とする。
- (5) 委託留学生 委託元の機関との協議により定める。

(6) 第2条第4号に定める者 学長がその都度定める。

(休業日)

第6条 授業の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏期休業日

(4) 冬期休業日

(5) 春期休業日

2 学長は、必要があるときは、前項の休業日に授業を行い、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項第3号から第5号の期間は、別に定める。

(教育課程)

第7条 センターの教育課程は、別に定める。

2 前号の教育課程のうち、学部留学生を除くセンター留学生の教育課程については、東京外国語大学国際日本学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程第2条に定める基礎日本語科目の区分のうち必要な授業科目（以下「全学日本語プログラム」という。）をもって構成するものとする。

3 前号の全学日本語プログラムは基礎日本語科目としての単位は付与しない。

(授業時間割・計画)

第8条 センターの授業時間割その他授業計画の細則は、別に定める。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、平素の学習成績及び試験成績を考査して、学業成績の評価を行う。

2 学業成績の評価は、各授業科目について、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びF（59点～0点）の5段階とし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

(修了の認定)

第10条 修了の認定は、学業成績、出席状況等を総合して行い、教育会議の議を経て学長が行う。

(修了証書)

第11条 学長は、修了を認定した者に対し、修了証書を授与する。

(受講の中止)

第12条 センター留学生が受講を中止しようとするときは、その理由を付し、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、教育会議の議を経て、これを許可する。

3 学長は、センター留学生が傷病その他の事由により受講を継続することができないと認めるときは、教育会議の議を経て、受講の中止を命ずることができる。

(除籍)

第13条 センター留学生が次の各号の一に該当するときは、除籍する。

(1) 死亡又は行方不明の者

(2) 修了の認定を受けることができない者

(表彰)

第14条 センター留学生で学業素行とも優秀であり他の模範となる者があるときは、教育会議の議を経て、学長がその者を表彰することがある。

(懲戒)

第15条 センター留学生が国立大学法人東京外国語大学の規則に違反し、又はセンター留学生としてふさわしくない行為をした場合は、教育会議の議を経て、学長がその者を懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、訓告又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのない者

(2) 正当な理由がなく授業の出席が常でない者

(3) 学業を怠り成業の見込みのない者

(受講料)

第16条 センター留学生は、別に定める期日までに受講料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に認めたときは、学長の承認を得て受講料を徴収しないことができる。

3 受講料の額及び徴収方法は国立大学東京外国語大学授業料その他費用に関する規程の定めるところによる。

(補則)

第17条 この規程に規定するもののほか、センターの教育に関し必要な事項は、教育会議の議を経てセンター長が定める。

附 則

この規程は、平成4年11月18日から施行し、平成4年4月10日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。